

協会けんぽ 電子申請がはじまります！

令和8年1月13日(火)から電子申請がはじまります。

オンラインで各種給付金の申請ができる電子申請がスタートします。郵送などにかかっていた手間、時間、費用が削減できます。また、スマホやPCから申請後の処理状況が確認できます。利用対象者は「被保険者」、「被扶養者(一部申請に限る)」、「社会保険労務士(保健事業は除く)」

※被保険者と被扶養者はマイナンバーカード所有者が利用可能、事業所担当者は対象外となります。

電子申請対象書類 □オンラインでほぼすべての申請が可能です。

・高額療養費支給申請書 ・埋葬料(費)支給申請書 ・療養費支給申請書 など

国民の保険証が26年3月末まで使える(全国保険医団体連合会)

厚労省は11月14日に全国の医療機関や薬局に対して12月2日以降の従来の健康保険証の取り扱いについてメールで案内しています。

その中で暫定的な取り扱いとして「12月2日以降、期限切れに気がつかずに健康保険証を引き続き持参してしまった患者や、保険者から通知された「資格情報のお知らせ」のみを持参する患者については、加入している保険者によらず、保険給付を受ける資格を確認した上で適切に受診が行われる」と案内しています。暫定措置は2026年(令和8年)3月末までとしています。全国保険医団体連合会によりますと、厚労省は「国民に周知する予定はない」「聞かれたら答える」と説明しているそうです。

会社事業所の周辺でも相次ぐ ツキノワグマ出没！



油川輸送センター

11月16日(日曜日)120メートル離れた住宅地内に体長1メートルの子グマ1頭が目撃されており。早朝や夕方、暗くなってからの駐車場や倉庫建物影からの野生動物との遭遇にご注意ください。

引き続き食物残渣などの匂いが出るゴミの出し方や、出入庫時に地面に落ちた“こぼれ米”の掃除徹底など心がけてください。

◎食べ残しや食べ物の容器等を野外に置かないこと。

※クマをその場所に引き寄せる原因になります。

◎夕暮れや明け方のクマが活発になる時間や霧の深い日は山に入らないこと。

◎クマの足跡や糞などを見つけた場合は、その先には進まず引き返すこと

安全衛生委員会 定例報告 11月 労働災害・ヒヤリハット 認知件数

労災発生報告

労働災害*1 0件
通勤災害*1 0件

ヒヤリ・ハット報告

車両事故 0件 傷害事故 0件 その他ヒヤリ・ハット 0件
物損事故 0件 作業処理事故 0件 社内周知回覧文書発行 0件

*1 労働基準監督署に届出た災害

病院へ行く？
救急車を呼ぶ？ 迷ったら…

#7119

こんなときに電話 #7119 を！
こんな症状で救急車を呼んでいいのかな...
具合が悪いけどすぐに病院に行った方がいいかな...
手遅れになったらどうしよう...

電話口で医師、看護師などがお話を伺い、救急車を呼んだ方がいいか、急いで病院を受診した方がいいか、受診できる医療機関はどこか等を案内します。

HG健康だより

Hirosakisoko Group

社報第17号 令和7年12月10日(水)
弘前倉庫株式会社 安全衛生委員会

12月重点【家庭内感染に要注意】家の中こそ油断禁物！

- POINT 1** 家庭内で感染者が出た場合、適切な気温(18°C以上28°C以下)、湿度(40%以上70%以下)に保った別々の部屋で過ごし、接触を避けるようにしましょう。
- POINT 2** ドアノブ、リモコン、食器、ゴミなども接触感染の原因となりやすいのでこまめに消毒をして、室内の換気を定期的に行いましょう。
- POINT 3** 空気中や接触した場所にウイルスが残っているので、バスルーム、トイレ等の共有スペースを使う場合は、感染者は最後に利用するようにしましょう。
- POINT 4** 感染者は、部屋の中でも不織布マスクを着用することで、ウイルスの飛散を減らすことができ、また他の家族もマスクをすることで感染リスクを軽減することができます。感染が疑われる場合は、早めに医療機関を受診しましょう。家庭内で感染者が出た場合、対策をしないと家族間でウイルスや病原菌が広がり全員が感染する可能性があります。家族が一箇所に密集して過ごすことを避け、手洗い、換気、マスクの着用を行って感染者を増やさないようにしましょう。特に高齢者や免疫力が低下している方は注意が必要です。

- ACTION!**
- 体調不良は、早めに家族に伝えましょう。
 - お世話はできるだけ一人が担当し、感染者を増やさないようにしましょう。



家の中こそ油断禁物！

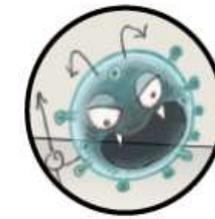
家庭内感染に要注意



接触を避けましょう



ゴミなども感染源



残っているウイルスに注意



不織布マスクを着用

ハラスメント相談窓口のお知らせ soudan@daishu-hiroso.co.jp

当社ではハラスメント相談窓口として専用電子メールアドレスを用意しています。事実確認後、代表取締役より選任されたハラスメント調査委員による面談をさせていただきます。安心して、ご相談ください。